

令和8年度 東区芸術文化祭



登録イベントを募集します！

東区は、気軽に芸術文化の魅力に触れ合う機会を創出することで、彩り豊かな賑わいあるまちづくりを進めています。特に、10月～12月にかけて「東区芸術文化祭」として、東区で開催される芸術文化のイベントを広く紹介しています。

期間中に、東区内で開催されるイベントがありましたら、ご登録をお願いします。



※前年度登録イベント

登録のメリット

◆登録イベントの情報発信を行います！

東区版市政だよりや東区芸術文化祭リーフレット、区ホームページ、SNS、広告モニターなどで広報します。

※登録団体で広報物を制作する場合は、左下ロゴの掲載をお願いします。



本事業ロゴ



広告モニター



前年度のポスター

◆「なみきスクエア」や「コミセンわじろ」の施設使用料が減免されます！

なみきスクエア(東市民センター、千早音楽・演劇練習場)やコミセンわじろ(和白地域交流センター)を使用するイベントは、施設使用料が減免されます。

※施設によって規程が異なります。詳しくは各施設に直接お問い合わせのうえ手続きを行ってください。

⇒ 応募方法の詳細は、裏面をご確認ください

応募方法

1 募集期間

令和8年4月1日(水)～令和8年7月15日(水)

2 対象イベント

令和8年10月1日(木)～令和8年12月31日(木)の期間中に、東区内の会場で開催され、広く市民が鑑賞できる芸術文化のイベント

なお、次に該当する場合は、登録の対象外となりますのでご注意ください。

- ①営利を目的としたイベント
- ②法令・条例等に違反するまたは違反するおそれのある内容を含むイベント（例：公序良俗違反、未成年の出演者が喫煙・飲酒をする等）
- ③政治的または宗教的な宣伝意図を含むイベント
- ④特定の地域・会員・関係者を対象とするイベント
- ⑤開催会場等において商品の購入、団体への加入、募金や署名等が強要されるイベント
- ⑥教室（カルチャースクール含む）、サークル等が定期的に開いているレッスン等
- ⑦その他東区芸術文化祭登録イベントとしてふさわしくないもの

3 対象者

東区芸術文化祭の実施目的を理解し、芸術文化の振興に大きく寄与する活動に取り組み、施設使用料滞納等の法令・条例等の違反行為がない団体または個人

4 ジャンル

①音楽 ②美術 ③演劇 ④舞踊 ⑤伝統芸能 ⑥文芸 ⑦その他

5 申込方法

申込専用フォーム、またはメール、郵送、持参で申し込み。※FAXからの申し込みはできません

- ◆【申込専用フォームの場合】（右記コードから申し込み）

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/surveys-alias/h-geibun2026>

- ◆【メール、郵送、持参で申し込む場合】

提出書類 → 令和8年度東区芸術文化祭登録申込書

提出方法 → 電子メール (h-geibun@city.fukuoka.lg.jp)

郵送または持参（〒812-8653 住所記載不要 東区総務部企画振興課）



6 登録について

令和8年7月末に、登録の可否をメール等で通知します。

7 注意事項

- (1) 登録にあたっての申請料は不要です。
- (2) 東区企画振興課でイベント会場の確保は行いませんので、会場の確保を行ったうえでご応募ください。
- (3) イベントの実施経費は、各団体・個人の負担となります。
- (4) 登録イベントが中止・延期となった場合や変更になった場合は必ず当課までご連絡ください。
- (5) 登録後にイベントの内容が変更され、募集要領の要件を満たさないと判断される場合は登録を取り消します。

<問い合わせ先>

東区総務部企画振興課

TEL：092-645-1037 FAX：092-651-5097

E-mail：h-geibun@city.fukuoka.lg.jp